

# 資料編



# 1 社会福祉法(抜粋)

昭和26年3月29日法律第45号

最終改正：令和6年6月12日号外法律第47号

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

### (地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

### (福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に

規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

## 第二章 地方社会福祉審議会

### (地方社会福祉審議会)

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

### (委員)

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

### (臨時委員)

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

### (委員長)

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

### (専門分科会)

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

### (地方社会福祉審議会に関する特例)

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合にお

いては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

(政令への委任)

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第十章 地域福祉の推進

### 第一節 包括的な支援体制の整備

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

- イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業
  - ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
  - ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業
  - ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業
- 二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言、現在の住居において日常生活を営むのに必要な援助その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
- イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
  - ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業
  - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業
  - ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業
- 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、児童福祉法第十条の二第二項に規定するこども家庭センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、住宅確保要配慮者に対する

賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第八十一条第一項に規定する支援協議会その他の居住の支援に関する機関と緊密に連携しつつ、地域生活課題を抱える地域住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努めるものとする。

5 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

6 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第七十条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第一百七十条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（支援会議）

第百六条の六 市町村は、支援関係機関、第百六条の四第五項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- 4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 支援会議は、当該支援会議を組織している市町村に生活保護法第二十七条の三第一項に規定する調整会議又は生活困窮者自立支援法第九条第一項に規定する支援会議が組織されているときは、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援の円滑な実施のため、これらの会議と相互に連携を図るよう努めるものとする。
- 6 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。

## 第二節 地域福祉計画

### (市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## 2 山形市社会福祉審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により設置する山形市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項の特例等)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定により、児童福祉に関する事項（山形市子ども・子育て会議条例（平成25年市条例第29号）第3条に規定する山形市子ども・子育て会議（次項において「子ども・子育て会議」という。）の所掌事務に係るものを除く。）及び精神障がい者の福祉に関する事項を調査審議するものとする。

2 審議会は、法及び前項に規定するもののほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項その他同法に規定する事項に関する事項（子ども・子育て会議の所掌事務に係るものを除く。）を調査審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員40人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 法第9条に規定する臨時委員（以下「臨時委員」という。）は、その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、退任するものとする。

(委員長の職務代理)

第5条 審議会の委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 法第9条第1項に規定する特別の事項について会議を開き、議決を行う場合における前2項の規定の適用については、当該特別の事項に係る臨時委員を委員とみなす。

6 委員長は、必要と認めるときは、委員及び臨時委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員及び臨時委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門分科会の設置、所掌事項等)

第8条 法第11条第1項に規定する身体障害者福祉専門分科会は、障がい者福祉専門分科会と称する。

2 障がい者福祉専門分科会は、身体障がい者の福祉に関する事項のほか、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 知的障がい者の福祉に関する事項

(2) 精神障がい者の福祉に関する事項

3 法第12条第2項の規定により読み替えて適用する法第11条第1項の規定により設置する児童福祉専門分科会は、児童福祉に関する事項のほか、第2条第2項に規定する事項を調査審議する。

4 前2項及び法第11条第1項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を調査審議するため、審議会にそれぞれ当該各号に定める専門分科会を置く。

(1) 地域福祉の推進に関する事項 地域福祉専門分科会

(2) 高齢者の福祉に関する事項 高齢者福祉専門分科会

5 市長は、前項に規定するもののほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を置くことができる。

(専門分科会の組織及び運営)

第9条 専門分科会（民生委員審査専門分科会（法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会をいう。第5項において同じ。）を除く。第6項において同じ。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員の互選により定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を総理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員がその職務を代理する。

5 第6条第1項及び第3項から第6項までの規定（民生委員審査専門分科会にあっては、第5項を除く。）は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、同条第4項中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、同条第6項中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

6 専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。ただし、重要又は異例な事項に関する決議にあっては、この限りでない。

(審査部会)

第10条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定により、障がい者福祉専門分科会に審査部会を設ける。

2 前項の審査部会は、身体障がい者の障がい程度の審査に関する事項のほか、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定及び身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第3項に規定する当該指定の取消しに関する事項

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものを除く。）の指定及び同法第68条第1項に規定する当該指定の取消しに関する事項

（庶務）

第11条 審議会の庶務は、福祉推進部及びこども未来部において処理する。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（山形市福祉審議会条例の廃止）

2 山形市福祉審議会条例（平成8年市条例第2号）は、廃止する。

### 3 山形市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山形市社会福祉審議会条例（平成30年市条例第54号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、山形市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(副委員長)

第2条 条例第5条の規定により委員長の職務を代理する委員として、審議会に副委員長を置く。

(副専門分科会長)

第3条 条例第9条第4項の規定により専門分科会長の職務を代理する委員として、審議会の各専門分科会に副専門分科会長を置く。

(専門分科会の決議)

第4条 条例第9条第6項の規定により専門分科会の決議をもって審議会の決議とする事項は、別表のとおりとする。

(審査部会)

第5条 障がい者福祉専門分科会審査部会（以下「審査部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審査部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会長は、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選により定めるものとする。

4 副部会長は、部会長が指名する。

5 部会長は、審査部会の事務を総理する。

6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長が、その職務を代理する。

7 審査部会の会議（以下この条において「会議」という。）は、部会長が招集し、部会長は、その議長となる。

8 会議は、その属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

9 審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10 法第9条に規定する特別な事項について会議を開き、議決を行う場合における前2項の適用については、当該特別な事項に係る臨時委員を委員とみなす。

(審査部会の会議の特例)

第6条 部会長は、緊急やむを得ない理由がある場合には、その審査部会に属する委員及び臨時委員に対し書面により意見を求めることによる各委員及び臨時委員の審議をもって、審査部会の会議の開催に代えることができる。

(審査部会の決議の特例)

第7条 審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、重要又は異例な事項に関する決議にあってはこの限りでない。

(委員の除斥)

第8条 委員及び臨時委員は、自己又は自己が従事する業務等に直接の利害関係がある事項については、審議会若しくは専門分科会又は審査部会における審議及び議事に参加することができない。

(会議の非公開)

第9条 民生委員審査専門分科会及び審査部会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉推進部地域共生社会課において総括する。ただし、次の各号に掲げる分科会等の庶務については、それぞれ当該各号に定める課が処理するものとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 福祉推進部地域共生社会課
- (2) 障がい者福祉専門分科会 福祉推進部障がい福祉課
- (3) 地域福祉専門分科会 福祉推進部地域共生社会課
- (4) 高齢者福祉専門分科会 福祉推進部長寿支援課
- (5) 児童福祉専門分科会 こども未来部こども未来課、こども未来部指導監査室、こども未来部こども家庭支援課
- (6) 審査部会 福祉推進部障がい福祉課

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会及び専門分科会並びに審査部会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

別表 (第4条関係)

分科会名	調査審議事項	審議会の決議とする事項
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 民生委員推薦会(以下「推薦会」という。)が推薦した者に対する意見</li> <li>(2) 推薦会が推薦した者が適当でないと認め、市長が推薦会に再推薦を命じようとする場合の意見</li> <li>(3) 推薦会が再推薦しない場合に市長が適当と認める者を定め推薦する際の意見</li> <li>(4) 市長が民生委員の解嘱について厚生労働大臣に具申することへの同意</li> <li>(5) 民生委員の解嘱について審議会が審査する際の本人への事前通告</li> <li>(6) 前号の事前通告を受けた民生委員が審議会に対し意見を述べることの受諾</li> <li>(7) 第5号の事前通告を受けた民生委員からの意見の聴取</li> </ol>
障がい者福祉専門分科会	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 身体障がい者の福祉に関する事項</li> <li>(2) 知的障がい者の福祉に関する事項</li> <li>(3) 精神障がい者の福祉に関する事項</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 知的障がい者の福祉を図るために行う、出版物等を製作し、又は販売する者等に対する必要な勧告</li> <li>(2) 山形市障がい者基本計画の策定</li> <li>(3) 前2号に掲げるもののほか、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の福祉に関する事項</li> </ol>

分科会名	調査審議事項	審議会の決議とする事項
児童福祉専門分科会	(1)児童の福祉に関する事項 (2)条例第2条第2項に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童の福祉を図るために行う、芸能、出版物、玩具、遊戯具等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対する必要な勧告</li> <li>(2) 設備又は運営が最低水準に達せず、かつ、児童の福祉に著しく有害と認められる助産施設、母子生活支援施設又は保育所設置者に事業停止を命ずる場合の意見</li> <li>(3) 助産施設、母子生活支援施設又は保育所に対し最低基準を超えて設備及び運営を向上させるよう市長が勧告する場合の意見</li> <li>(4) 家庭的保育事業等を認可する場合の意見</li> <li>(5) 保育所の設置を認可する場合の意見</li> <li>(6) 届出保育施設に事業停止又は施設閉鎖を命ずる場合の意見</li> <li>(7) 母子家庭の福祉に関する事項の調査審議、市長からの諮問への答申及び関係行政機関への意見の具申</li> <li>(8) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを市が停止する場合の意見</li> <li>(9) 母子保健に関する事項の調査審議、市長からの諮問への答申及び関係行政機関への意見の具申</li> <li>(10) 前各号に掲げるもののほか、児童又は妊産婦の福祉に関する事項</li> <li>(11) 幼保連携型認定こども園の設置及び廃止等を認可する場合の意見</li> <li>(12) 幼保連携型認定こども園の事業停止又は施設閉鎖を命ずる場合の意見</li> <li>(13) 幼保連携型認定こども園の認可を取り消す場合の意見</li> <li>(14) 幼保連携型認定こども園に対し最低基準を超えて設備及び運営を向上させるよう市長が勧告する場合の意見</li> </ul>
地域福祉専門分科会	地域福祉の推進に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 山形市地域福祉計画の策定又は変更</li> <li>(2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関する事項</li> </ul>
高齢者福祉専門分科会	高齢者の福祉に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの事業の制限又は停止を命ずる場合の意見</li> <li>(2) 社会福祉法人が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の廃止又は設置の認可を取消す場合の意見</li> <li>(3) 山形市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）の策定</li> </ul>

附 則

この要綱は、平成31年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月23日から施行する。

## 4 山形市社会福祉審議会委員名簿

【五十音順、敬称略】

氏名	勤務先・所属団体
五十嵐 元 徳	公益社団法人認知症の人と家族の会山形県支部 世話人代表
伊 藤 孝	特定非営利活動法人山形県ひとり親家庭福祉会 事務局長
岩 澤 明 子	山形市手をつなぐ育成会 会長
大 竹 まり子	暮らしの保健室やまがた 会長
大 村 一 史	山形大学地域教育文化学部 教授
大 桃 伸 一	東北文教大学 人間科学部長
海 和 伸 吉	山形市民間立保育園・認定こども園協議会 副会長
門 脇 徹	山形市自治推進委員長連絡協議会 副会長
金 谷 透 (◎)	一般社団法人山形市医師会 会長
熊 坂 聡	宮城学院女子大学 教育学部教育学科名誉教授
今 野 厚 志	社会福祉法人山形市社会福祉協議会 会長
佐 田 静 枝	山形県精神保健福祉士協会 精神保健福祉士
下 村 美 保 (○)	東北文教大学 人間科学部准教授
菅 野 弘 美	公益社団法人山形県看護協会 常任理事
高 田 元	一般社団法人山形市歯科医師会 専務理事
高 野 則 夫	山形市民生委員児童委員連合会 会長
高 橋 恵美子	山形市民生委員児童委員連合会 理事
高 橋 邦 之	一般社団法人山形市医師会 理事
滝 口 明 子	富の中いきいき百歳体操 代表
田 中 智 子	山形市福祉団体連絡会
丹 野 克 子	一般社団法人山形県介護支援専門員協会 副会長
筒 井 伸	山形市薬剤師会 会長
中 井 伸 一	一般社団法人山形市医師会 理事
長 岡 茂 樹	山形市地区社会福祉協議会会長連絡協議会 会長
中 村 昌 彦	山形市小学校長会（山形市立明治小学校 校長）
野 口 比呂美	認定特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド 代表
原 田 久 雄	一般社団法人山形市私立幼稚園・認定こども園協会 会長
藤 澤 睦 夫	山形市老人クラブ連合会 会長
増 川 州 宏	山形市身体障害者福祉協会 会長
松 田 幸 子	山形市健康づくり運動普及推進協議会 副会長

氏 名	勤務先・所属団体
森 谷 久 美	山形大学附属特別支援学校 校長
横 倉 克 則	一般社団法人山形県老人福祉施設協議会 施設長
渡 邊 和 子	山形市民生委員児童委員連合会 副会長
渡 邊 陽	一般社団法人山形県社会福祉士会 理事

(◎委員長 ○副委員長)

## 5 山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

【五十音順、敬称略】

氏名	勤務先・所属団体
門脇 徹	山形市自治推進委員長連絡協議会 副会長
今野 厚志 (◎)	社会福祉法人山形市社会福祉協議会 会長
下村 美保 (○)	東北文教大学人間科学部 准教授
高野 則夫	山形市民生委員児童委員連合会 会長
長岡 茂樹	山形市地区社会福祉協議会会長連絡協議会 会長
増川 州宏	山形市身体障害者福祉協会 会長
渡邊 陽	一般社団法人山形県社会福祉士会 理事

(◎分科会長 ○副分科会長)

## 6 策定経過

日 程	内 容
令和7年（2025年） 6月6日	山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 （「第3次山形市地域福祉計画」最終評価説明）
8月7日	山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 （「第3次山形市地域福祉計画」最終評価協議）
8月29日	第1回関係課担当者ワーキング（骨子案の検討）
9月24日	第1回関係課長会議（骨子案の検討）
10月3日	第1回関係部長会議（骨子案の検討）
10月17日	山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（骨子案協議）
10月29日	第2回関係課担当者ワーキング（計画素案の検討）
11月13日	第2回関係課長会議（計画素案の検討）
11月20日	第2回関係部長会議（計画素案の検討）
12月8日	12月市議会定例会厚生委員会（骨子案報告）
12月16日	山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（計画素案協議）
令和8年（2026年） 1月23日	山形市社会福祉審議会へ諮問 山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（調査審議）
1月30日	1月市議会臨時会厚生委員会（計画案報告）
2月19日	山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 （調査審議及び答申内容の決定）
3月5日	山形市社会福祉審議会より答申
3月17日	3月市議会定例会厚生委員会（策定報告）

## 7 用語説明集

### 【あ行】

#### ○ICT（アイシーティー）

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称。介護現場においては、ICTを導入することにより、業務の効率化による負担軽減や現場環境の改善、介護サービスの質の向上等が期待される。

#### ○アウトリーチ

さまざまな形で、必要な人に必要なサービスと情報を届けること。

#### ○アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰もが情報や製品、建物、サービス等を支障なく利用できること。

#### ○いきいき百歳体操

介護予防を目的とする、高知市が作成した高齢者向けの筋力トレーニングのための体操。

#### ○いきいき山形男女共同参画プラン

「山形市男女共同参画推進条例」に基づき、誰もがいきいきと生活できる「男女共同参画のまち山形」の実現に向けて山形市が取り組むべき施策を総合的に定めた計画。

#### ○いのち支える山形市自殺対策計画

自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき、「こころ通わせいのち支える想いやりのまち山形市」の実現を目指して、山形市の状況に応じた施策を体系的に示す計画。

#### ○インフォーマルサービス

公的機関や専門職による制度に基づくサービス・支援ではなく、家族、近隣の方、友人、民生委員・児童委員、ボランティア、非営利団体（NPO）などによるサービス・支援のこと。

#### ○AI（エーアイ）

Artificial Intelligence（人工知能）の略称。コンピュータを使って、学習、推論、判断等の人間の知能の働きを人工的に再現したもの。

#### ○おれんじサポートチーム

「認知症初期集中支援チーム」と「認知症地域支援推進員」の役割を担う機関。認知症に関する専門医を含む複数の専門職を配置している。「認知症初期集中支援チーム」は、認知症の方

やその家族に対し、アセスメント、体調管理、環境改善、家族支援などの支援を包括的・集中的に行う。「認知症地域支援推進員」は、認知症の理解や対応の普及啓発、認知症の方や家族を支える支援機関のネットワーク体制づくりなど、地域の実情に応じた様々な取組を行う。

## 【か行】

### ○学習生活支援員

生活保護世帯を含む生活困窮世帯を対象に、個別の家庭訪問やこどもの養育に必要な情報提供といった生活支援を行う支援員。山形市では生活支援課に配置されている。

### ○学校運営協議会（コミュニティ・スクール）

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、当該学校の所在する地域の住民や、当該学校に在籍する児童生徒等の保護者等で構成される委員が、当該学校の運営に関して協議する機関。学校運営協議会を設置した学校を「コミュニティ・スクール」と言う。

### ○基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がいのある方などからの相談を受け、必要な情報の提供等を行うための総合相談窓口として市内相談支援事業者に委託して設置している。

### ○聴こえくっきり事業

医・産・学・官が連携し、普及啓発、早期発見（アプリを活用したチェック、または自ら補聴器相談医を受診）、補聴器相談医による診察や補聴器購入支援等の早期対応、補聴器相談医や認定補聴器専門店によるフォローアップ、データ分析までの一連の事業をパッケージ化して実施する事業。

### ○健康寿命

健康上の問題がなく日常生活を送れる期間のこと。

### ○権利擁護

自己の権利を表明することが困難な障がいのある方や高齢者等が、その人らしく地域で暮らすことができるよう、成年後見制度の利用、虐待の未然防止・対応、消費者被害防止に関する諸制度の活用等を通じて、意思決定支援と権利侵害からの回復支援を両輪とし、障がいのある方や高齢者等の生活を支援するもの。

### ○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進することとした法律。通称「高齢者虐待防止法」。

### ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障がいのある方、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、ハード・ソフト面において、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障がいのある方などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する法律。通称「バリアフリー法」。

### ○こころ支えるサポーター

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。ゲートキーパー。山形市では「こころ支えるサポーター」と呼んでいる。

### ○子育て支援コーディネーター

子育てに関する相談や保育所等の入所申請に関する相談、保育サービスに関する情報提供等の支援を行う相談員。

### ○子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とした施設。

### ○こども家庭センター

従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を生かしながら、母子保健・児童福祉の両機能が連携・協働し、一体的な組織として、子育て家庭に対する相談支援を実施する機関。

### ○個別避難計画

災害時に誰が、どこへ、どのような方法で避難するか、支援者や避難先を具体的に記載する計画。福祉専門職が本人や家族と対話しながら作成することが重要とされている。

## 【さ行】

### ○災害ボランティアセンター

災害時に、被災者・被災地を取り巻く環境の変化を正しく受け止め、ニーズを把握し、的確に支援を行うため、山形市社会福祉協議会が地域住民や関係機関の協力を得ながら設置する支援活動拠点。

### ○在宅医療・介護連携室ポピー

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、在宅医療と介護の連携を図るために、山形市医師会内に設置している機関。市民と医療・介護事業者のための相談支援、在宅医療と介護の連携に関する会議や研修会の開催、課題抽出、医療介護資源の情報発信、人生会議（ACP）の普及啓発などを行う。

### ○自主防災組織

町内会単位（山形市では町内会単位を推奨）で組織され、平常時及び災害時において自主的に防災活動に取り組む組織のこと。

### ○自治推進委員

地域における様々な活動の中心として、自治活動の推進や広報・広聴活動、市政に対する理解と協力の促進等、重要な役割を担う。

### ○市民後見人

市民後見人養成研修等を受講した一般市民の中から、家庭裁判所により成年後見人として選任された者。市民としての目線で、被後見人等である障がいのある方や高齢者等に寄り添う身近な存在として、本人の意思をより丁寧に把握しながら後見事務を進めることが期待される。

### ○市民後見人養成研修

弁護士などの専門職後見人に加え、市民による後見人等を担う人材を育成し、地域における権利擁護支援に向けた取組を推進することを目的として、山形県が実施する研修。市民後見人になるためには、必要な知識を得た後、家庭裁判所より成年後見人として選任される必要がある。

### ○社会福祉連携推進法人

社会福祉法人間の連携方策として、令和2年（2020年）6月の社会福祉法の改正により創設された社会福祉法人を中核とする非営利連携法人。社会福祉法人その他社会福祉事業を営業者や社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者を社員とし、具体的な業務として「地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援」や「災害対応に係る連携体制の整備」、「福祉人材不足への対応」などが想定されている。

### ○社会保障審議会

厚生労働省に設置され、社会保障や人口問題に関する重要事項を調査審議する厚生労働大臣の諮問機関。

### ○住宅確保要配慮者

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」等に規定する住宅の確保

に特に配慮を必要とする人。具体的には、低額所得者、被災者、高齢者、障がいのある方、子どもを養育する者等をいう。

### ○住宅確保要配慮者居住支援協議会

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人双方に対し、情報提供等支援を実施するもの。

### ○住宅セーフティネット

低額所得者、被災者、高齢者、障がいのある方、子どもを養育している者、その他住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める外国人等（住宅確保要配慮者）の住宅の確保が困難な者に対する賃貸住宅の供給を促進するため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の運用、改修費、家賃低廉化、家賃債務保証料等低廉化及び住替えに係る支援を強化することにより、専用住宅を含めた登録の推進を図るもの。

### ○住民主体の通いの場

地域住民が主体となって、週1回以上、いきいき百歳体操等の介護予防に資する活動を行う場。活動は、より多くの高齢者が気軽に参加できるよう、地区集会所、コミュニティセンター、公民館、介護施設など、様々な会場で実施されている。参加することで、足腰の力などの維持・向上につながり、また外出の機会や住民同士での地域づくりにつながる効果がある。

### ○出産子育て相談員

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報配信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う保健師・助産師の資格を持った相談員。

### ○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

障がいのある方の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取組や、障がいのある方を現に養護する人に対して支援措置を講じることなどを定めた法律。通称「障害者虐待防止法」。

### ○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいを理由とする差別の解消を推進し、それによりすべての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした法律。通称「障害者差別解消法」。

### ○シルバー人材センター

高齢者雇用就業対策の一環として、多様な就労・社会参加の促進を図る機関で、おおむね60歳以上の会員で構成されている。山形市シルバー人材センターは、昭和55年（1980年）に設置されて以来、地域の日常生活に密着した臨時的・短期的な仕事を会員に提供しており、活力ある地域社会づくりを担っている。

### ○SUKSK（スクスク）生活

健康寿命の延伸に向けて山形市が提唱している、「食事（S）、運動（U）、休養（K）、社会参加（S）、禁煙・受動喫煙防止（K）」に留意する生活。

### ○スクールソーシャルワーカー

社会福祉についての専門性を持ち、問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関との連携、保護者・教職員に対する支援などを行う者。

### ○スクールソーシャルワーク・コーディネーター

問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関とのネットワークの構築、スクールソーシャルワーカーへの助言等の支援を行う専門職。山形市教育委員会に配置される。

### ○ステップアップ講座

認知症サポーターを対象に、認知症の人やその家族等の支援についてより実践的に学ぶ講座。

### ○生活サポート相談窓口

失業や離職、病気など様々な困りごとを抱え経済的に困窮している人の相談を受け、関係機関と連携しながら課題解決に向けてサポートしている相談窓口。山形市社会福祉協議会と山形市役所の2か所に開設している。

### ○生活支援コーディネーター

地域の支え合いを進めるため、地域における生活支援や介護予防の体制・仕組みづくりや、活動の継続に向けた相談及び調整を行う専門職。地域包括支援センターとの協働や地域関係者との情報交換により、地域のネットワーク構築を促進している。地域支え合い推進員。

### ○青少年指導センター指導委員

青少年の健全育成と非行防止等の活動を行う指導委員。平日の繁華街を中心とした街頭指導や長期休業期間中の各地区の巡回及び危険箇所の点検等を行っている。山形市教育委員会が委嘱する、民生委員・児童委員、主任児童委員、保護司、青少年育成推進員、教員、PTA会員等で構成される。

## ○生成AI（エーアイ）

Generative AI（ジェネレーティブエーアイ）とも呼ばれ、さまざまなコンテンツを生成できるAIのこと。従来のAIが決められた行為の自動化が目的であるのに対し、生成AIはデータのパターンや関係を学習し、新しいコンテンツを生成することを目的としている。

## ○成年後見制度

精神上的の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症等）により自己判断能力が十分でない人について、本人に代わって契約や財産管理等を行う、本人のみで行った不利益な契約等の行為を取り消す等、本人を保護し援助を行う制度。成年後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型からなる法定後見制度と、あらかじめ本人が後見人を決めておく任意後見制度の2つがある。

## 【た行】

### ○ダブルケア

子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと。

### ○団塊ジュニア

昭和46年（1971年）から昭和49年（1974年）に生まれた世代。団塊世代（昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）に生まれた世代）を親に持つ世代であることから、このように呼ばれる。

### ○地域活動支援センター

障がいのある方に対し、創作活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進などを行う施設。

### ○地域包括支援センター

市内30地区を基本として14の圏域を定め、高齢者の保健医療の向上や福祉の増進を支援するため設置している機関。主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等を配置し、地域の身近な総合相談窓口として、地域で暮らす高齢者やその家族を介護、福祉、健康、医療などの様々な面から総合的にサポートしている。

### ○地区防災計画

自主防災組織を構成する住民及び事業者が主体となり策定した、当該地域における災害時の自発的な防災活動に関する事項を規定した計画をいう。

### ○通所型サービスB

介護保険法の規定に基づき、住民主体の支え合い活動により運営する居場所。趣味活動や運

動等、高齢者の交流を目的としており、社会参加・見守り・支え合い関係の構築等につながる。

### ○DX（ディーエックス）

Digital Transformation（デジタル変革）の略称。デジタル技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変革させること。

## 【な行】

### ○認知症サポーター

認知症について正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の方やその家族を温かく見守り、支援する方々のこと。「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症についての基礎知識や認知症の方への接し方等を学ぶことにより、認知症サポーターとなる。

### ○ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すという理念。

## 【は行】

### ○8050（はちまるごーまる）世帯

80代の親が50代の子どもの生活を支えるために、経済的・精神的に強い負担を請け負うという問題を抱える世帯。

### ○バリアフリー

社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという意味で、建設や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁を除去すること。より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

### ○PDCA（ピーディーシーイー）

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字をとったもので、業務の効率化を目指す方法の1つ。

### ○避難行動支援制度

災害が起きた時、一人暮らしの高齢者や障がいのある方が地域の中で避難支援等の手助けが受けられるように、平常時から、避難支援が必要と思われる方の名簿作成や名簿提供に同意された方の情報の避難支援等関係者への提供、個別避難計画の作成支援など、要支援者本人、地域住民と市が協働しなら体制づくりを進める制度。

### ○フードドライブ

主に家庭で余っているまだ食べられる食品を持ち寄り集めて福祉団体等へ寄贈すること。

### ○フードバンク

家庭を含め企業等から食べられるのに余っている食品を寄贈してもらい、食べ物を必要としている人のもとへ届ける活動及び団体。

### ○福祉教育指定校

小学校・中学校・高等学校の児童・生徒を対象として、福祉への理解と関心を高め、社会奉仕や社会連帯の精神を養うために、山形市社会福祉協議会が毎年、市内小学校・中学校・高等学校から24校を福祉教育指定校として指定し、福祉学習、ボランティア活動参加、地域社会との交流などの福祉活動を行うもの。

### ○福祉協力員

地域の社会福祉活動を目的に、山形市社会福祉協議会会長が委嘱した住民。約50世帯に1人の割合で配置されている。町内会・自治会や民生委員・児童委員と連携を図り、主に高齢者世帯への訪問、声かけ、見守り活動等を行っている。

### ○福祉避難所

介助が必要な高齢者、障がいのある方、妊産婦など、避難生活において何らかの特別な配慮を要する方が滞在するための場所として、災害対策基本法に基づき指定する避難所。地震、風水害その他の災害が発生した際、山形市が必要と認める場合に、福祉避難所の開設を決定する。

### ○福祉マップ

誰もが安心して地域で暮らせるよう、高齢者や障がいのある方等の状況把握や緊急時の支援体制の構築、日常的支援体制のネットワーク構築等を図るため、地域住民が地区の住宅地図等に支援を必要とする世帯や地域の施設等の情報等を書き加えたもの。

### ○福祉まるごと相談員

地域の中で様々な課題や制度の枠におさまらない困りごとの相談にのり、様々な制度や社会資源を活用し、制度と制度をつなぐ役割を担う福祉の専門職。

### ○福祉有償運送

NPO法人等が、身体障がい者や要介護者など移動が困難な登録会員に対して、営利とは認められない料金で行う個別輸送サービス。

## ○ふれあいいきいきサロン

山形市社会福祉協議会で行っている小地域福祉ネットワーク事業の中の1つで、隣近所の高齢者等が気軽に集まりお茶飲みや趣味活動を行い、家に閉じこもりがちな高齢者等が仲間や生きがいをつくって、地域でいきいきと暮らしていくことを目指す活動。

## ○平均寿命

0歳における平均余命（ある年齢の人々があと何年生きられるかという期待値）のこと。

## ○包括的な支援体制

地域住民等や支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制。社会福祉法第106条の3により、すべての市町村に対して、この体制を整備する努力義務が課されている。

## 【ま行】

### ○民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や見守りを行い、社会福祉の増進に努めるボランティアである。子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う「児童委員」を兼ねている。

## 【や行】

### ○山形県みんなにやさしいまちづくり条例

ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、年齢や性別、身体能力の違いなどに関わらず、すべての人が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加できる機会がひとしく与えられるまちづくりを目指す条例。

### ○山形市基本構想

目標年次を設定せず、将来にわたり山形市民が共有できるまちづくりの理念。

### ○山形市健康プラン2035

SUKSK生活の推進を強化するほか、新たに自然に健康になれる環境づくりや、女性と子どもの健康増進の取組を進めるなど、更なる健康寿命の延伸に向け、様々な角度から市民の健康づくりに取り組むことを定めた計画。

### ○山形市こども計画

「山形市子ども・子育て支援事業計画」及び「山形市子どもの貧困対策に係る計画」に加えて、「子ども・若者計画に係る施策」を一体とし、山形市のこども施策を総合的に推進し、「こども

まんなか社会」を実現させるために策定された計画。

### ○山形市支援会議

社会福祉法第106条の6の規定に基づき、地域住民が地域において日常生活や社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行う。支援関係機関を始めとする関係者で構成され、会議の構成員に対しては守秘義務が課せられる。

### ○山形市社会福祉協議会

山形市における社会福祉事業の効率的運営と組織活動を促進することにより、社会福祉の増進を図ることを目的として設立された民間の福祉団体。社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき、すべての都道府県・市区町村に設置されており、住民やボランティア、各種団体、福祉関係者などとともに、地域福祉の推進を図る。

### ○山形市社会福祉審議会

山形市の社会福祉に関する事項を調査審議するため、社会福祉法第7条第1項の規定により設置。山形市長の諮問に対して答申を行い、関係行政機関への意見も具申する。

### ○山形市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

山形市社会福祉審議会に設置する専門分科会の1つ。地域福祉の推進に関する事項を調査審議する。

### ○山形市障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例

全ての山形市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域の中で支え合いながら暮らしていくことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とした条例。

### ○山形市成年後見センター

成年後見制度の説明や活用法の情報提供、成年後見申立手続きについての相談等を受ける機関。山形市総合福祉センターの1階にあり、相談料は無料。

### ○山形市地域公共交通計画

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、地域にとって望ましい公共交通ネットワーク及び交通サービスに関する取組をまとめた「地域交通のマスタープラン」としての役割を果たす計画。高齢者や免許返納者など交通弱者の増加や地域の移動ニーズの多様化などに伴い、きめ細やかな公共交通の充実を図る。

### ○山形市地域福祉活動計画

山形市社会福祉協議会が呼びかけ、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社

会福祉を目的とする事業を経営する者が相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画。

### ○山形市地域防災計画

災害対策基本法第42条の規定に基づき、市と防災関係機関が相互に協力し、市域の環境並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、山形市の防災関係機関で構成する山形市防災会議が定める、市の災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する総合的かつ基本的な計画。

### ○山形市発展計画2030

総合的かつ計画的な市政運営を推進し、まちづくりの展望を示す山形市の本市の最上位の計画。

### ○山形市避難行動要支援者の避難行動支援制度全体計画

災害時等における避難行動要支援者（自力避難が困難な高齢者や障がいのある方など）の安全と安心を確保するため、制度の実用性の高い運用に向けて、避難支援に係る関係機関の役割、市及び地域等における平常時と災害時等の支援体制や連携方法、制度の普及促進方策などについて定めた計画。

### ○山形市要保護児童対策地域協議会

虐待を受けたこどもを始めとする要保護児童（保護者のいない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）等に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場。児童虐待を未然に防ぎ、地域全体でこどもを見守るため、市及び関係機関で構成。

### ○ヤングケアラー

家庭の介護その他の日常生活上の世話を過度に担っていると認められるこども・若者（おおむね30歳未満を対象としているが、状況等に応じ40歳未満の者も対象となり得る）。

### ○ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いにかかわらず、出来るだけ多くの人が利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）のことであり、またそれを実現するための過程のこと。

## 【5行】

### ○ロボット

「情報を感知（センサー系）」、「判断し（知能・制御系）」、「動作する（駆動系）」という3つの要素技術を有する知能化した機械システム。



## 第4次山形市地域福祉計画

令和8年(2026年)3月発行

---

発行者 山形市  
編集 福祉推進部地域共生社会課  
住所 〒990-8540  
山形市旅籠町二丁目3番25号  
電話 023-641-1212

